

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことに伴う  
自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る特例的取扱いについて

令和3年7月8日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことに伴い、申請者等の負担を軽減するため、自動車登録申請に添付する書面の有効期間について、特例として、自動車登録令（昭和26年政令第256号）第16条第1項中の「やむを得ない場合」に該当するものとして、同条第3項にかかわらず、下記1.（1）の取扱いとし、また、「自動車保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成3年6月25日付け地管第54号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、下記1.（2）及び（3）の取扱いとするので、管内の運輸支局等へ遺漏なきよう周知されたい。

記

1. 延長後の満了日

（1）印鑑に関する証明書の有効期間について

令和3年4月12日から令和3年10月11日までの間に発行されたものについては、令和4年1月12日をもって満了するものとする。

（2）自動車の保管場所を確保していることを証する書面の有効期間について

令和3年6月2日から令和3年12月2日までの間に発行されたものについては、令和4年1月12日をもって満了するものとする。

※ 「自動車保管場所証明書の取扱いについて（平成3年6月25日付け事務連絡）」において、「概ね1ヶ月」とは「40日」とされている。

（3）自動車の使用の本拠の位置を証する書面及び使用者の住所を証する書面等の有効期間について

令和3年4月12日から令和3年10月11日までの間に発行されたものについては、令和4年1月12日をもって満了するものとする。

2. その他

本通達は、令和3年7月13日より適用する。